

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第11号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年大和市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、「する。」の次に「ただし、当該合算額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。」を加える。

第23条第1項を改め、同項第1号にキからケまでを加える改正規定中「減額した額」の次に「（当該減額した額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額）」を加える。

第23条第3項を改め、同条を第27条とする改正規定を次のように改める。

第23条第3項中「及び被保険者均等割額（」を「並びに被保険者均等割額（」に改め、「」に限る。以下この項において同じ。）」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額（当該出産被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項の規定により当該18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）に限る。以下この項において同じ。）」を加え、「及び被保険者均等割額から」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から」に、「及び被保険者均等割額を」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する第2条第5項の被保険者均等割額（当該18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額した額とする。

第23条を第27条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。